

新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱

	30 産労農振第 2347 号
	平成 31 年 4 月 1 日
一部改正	31 産労農振第 2351 号
	令和 2 年 4 月 1 日
一部改正	3 産労農振第 2612 号
	令和 4 年 4 月 1 日
一部改正	4 産労農振第 3072 号
	令和 5 年 3 月 31 日

第 1 趣旨

新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労農振第 2348 号）、新規就農者就農定着マネジメント実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労農振第 2637 号）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助対象経費及び補助率等

- 1 補助の対象となる事業実施主体、補助対象経費、補助率及び上限（下限）補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 補助額は、前項の規定により、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 本事業において、「総事業費」とは補助事業全体の税込みの経費、「補助対象経費」とは総事業費のうち補助対象となるものの経費に対する税抜きの経費と定義する。
- 4 本事業においては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。

第 3 補助金等の交付に係る暴力団排除規定

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。なお、申請者が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、この要綱に基づく補助金等の交付の対象としない。

第 4 補助金の交付申請

- 1 申請者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 申請者は、第 1 項の規定による申請書を提出するに当たっては、総事業費から消費税等相当額を除いて申請するものとする。
- 3 区市町村以外の申請者が第 1 項の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第 1 号の 2）を提出しなければならない。

第 5 補助金の交付決定

- 1 知事は、第 4 の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第 2 号により申請者に通知する。
- 2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

第 6 申請の撤回

第 5 第 1 項の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件

に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。

第 7 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第 8 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費又は事業量の 3 割を超える変更
 - (3) その他知事が特に必要と認めたとき。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第 9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第 11 事業実施状況報告書の提出

- 1 補助事業者は、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（別記様式第 6 号）を作成し、各四半期末日の翌月の 15 日までに知事に報告しなければならない。ただし、第 13 の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 前項の規定は、第 8 の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第 12 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第 13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第 7 号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 14 額の確定

知事は、第 13 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した

条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 8 号により当該補助事業者へ通知する。

第 15 是正措置

- 1 知事は、第 14 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第 13 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第 16 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 14 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第 9 号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 14 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（別記様式第 11 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 17 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 14 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 18 補助金の返還

- 1 知事は、第 7 又は第 17 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 14 の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 19 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 17 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 20 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 19 の第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がそ

の日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 第 19 の第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 21 延滞金の計算

第 19 の第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 22 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第 23 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等で、財産処分制限期間（法定耐用年数）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 12 号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第 24 条に基づき、別記様式第 13 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、別紙の補助金等交付財産の財産処分承認基準に基づき、承認事務を行うこととする。

第 24 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 25 間接補助金交付の際付すべき条件

- 1 補助事業者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱第 8 から第 24 までの規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労農振第 2348 号）、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労農振第 2347 号）、新規就農者定着支援施設整備事業の運用について（令和 4 年 4 月 1 日付 3 産労農振第 2613 号）に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 20 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

- (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じ

た金額を納付すること。

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 2 補助事業者は、事業実施主体が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第5による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
- 4 補助事業者は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の補助金相当額を都に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 補助事業者は、本事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を都に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率及び 上限（下限） 補助対象経費
新規就農者定着支援施設整備事業	1 認定新規就農者 2 事業実施年度内に認定新規就農者となることが 確実である者	次に掲げるものに要する経費とする。 1 生産施設 2 流通・販売施設 3 畜舎及び畜産関連施設 4 栽培関連施設 5 その他就農に必要な施設 6 農畜産業用機械 7 簡易な基盤整備	1 補助対象経費の3/4以内とする。 2 上限補助対象経費は、1事業実施主体当たり、本事業の実施期間を通じ50,000千円までとする。 3 最低補助対象経費は、1事業実施主体当たり1,000千円とする。
新規就農者就農定着マネジメント	一般社団法人東京都農業会議	1 新規就農者の就農定着支援PR等 (1) 情報発信 (2) 賃金 2 新規就農者が生産した農産物の販売促進 (1) イベント企画、開催、出展 (2) 販路開拓、販路仲介 (3) 指導、調査 3 新規就農者、新規就農希望者、農業者の交流会等 (1) 交流会、勉強会又は現地視察の企画、開催 (2) 現地指導等	1 補助対象経費の10/10以内とする。

東京都知事 殿

住所又は所在地（区市町村長は除く。）
区市町村長
一般社団法人東京都農業会議会長
氏 名 印

年度新規就農者定着支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第4第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- （注） 1 新規就農者定着支援施設整備事業については、様式Aによること。
2 新規就農者就農定着マネジメントについては、様式Bによること。

3 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
都 補 助 金 区市町村等費	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
新 規 就 農 者 定着支援事業 事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 区市町村の補助金の交付に関する規程
- (2) 実施設計書

(様式B)

1 事業の目的及び内容

別紙のとおり

(新規就農者定着マネジメント実施要綱第4に定める実施計画を添付すること。)

2 事業費等

単位：円

項 目	事 業 費				備 考
	総事業費	補助対象経費 (A)+(B)	負 担 区 分		
			都 費 (A)	事業実施主体 (B)	
新規就農者の就農定着 支援PR等					
新規就農者が生産した 農産物の販売促進					
新規就農者、新規就農希 望者、農業者の交流会等					
合 計					

3 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
新 規 就 農 者 定 着 支 援 事 業 事 業 費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日

年 月 日

誓約書

東京都知事 殿

新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第4の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第17の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第18の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

〔 区市町村名
一般社団法人東京都農業会議 〕

年 月 日付 第 号で補助金の交付申請のあった 年度新規就農者定着支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

印

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、年 月 日付 第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助率等

総事業費、補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

総事業費	補助対象経費	補助金額	補助率
円	円	円	補助対象経費の 分の 以内

なお、補助事業者は、新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成31年4月1日付30産労農振第2348号）並びに新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日付30産労農振第2347号）並びに新規就農者定着支援施設整備事業の運用について（令和4年4月1日付3産労農振第2613号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に従わなければならない。

第4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第5 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第6 申請事項の変更

1 この補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱（平成31年4

月 1 日付 30 産労農振第 2347 号。以下「交付要綱」という。) 別記様式第 3 号) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費又は事業量の 3 割を超える変更
 - (3) その他知事が特に必要と認めたとき。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第 7 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 8 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第 5 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第 9 事業実施状況報告

- 1 補助事業者は、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（交付要綱別記様式第 6 号）を作成し、各四半期末日の翌月の 15 日までに知事に報告しなければならない。ただし、実績報告書（交付要綱別記様式第 7 号）を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 前項の規定は、第 6 第 2 項の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第 10 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が、前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第 11 実績報告

補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 12 補助金の額の確定

知事は、第 11 の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第 8 号により補助事業者に通知する。

第 13 是正のための措置

- 1 知事は、第 12 の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付

した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

2 第 11 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第 14 補助金の支払及び請求

1 知事は、第 12 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式第 9 号による補助金請求書(概算払による場合は、交付要綱別記様式第 10 号による補助金概算払請求書)を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者が概算払により補助金を受領したときは、当該概算払を受けた補助金の額に、これに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく間接補助事業者に支出しなければならない。

4 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 12 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書(交付要綱別記様式第 11 号)を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 15 決定の取消し

1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。)が、暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は第 12 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

第 16 補助金の返還

1 知事は、第 5 又は第 15 の規定により、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 知事は、第 12 の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第 17 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第 15 の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

第 18 違約加算金の計算

1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 17 の第 1 項の規定の適用については、

返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

2 第 17 の第 1 項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 19 延滞金の計算

第 17 の第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 20 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第 21 財産処分制限等

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（交付要綱別記様式第 12 号）及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条に基づき、交付要綱別記様式第 13 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、別紙の補助金等交付財産の財産処分承認基準に基づき、承認事務を行うこととする。

第 22 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 23 間接補助金交付の際付すべき条件

- 1 補助事業者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱第 8 から第 24 までの規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労農振第 2348 号）、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労農振第 2347 号）、新規就農者定着支援施設整備事業の運用について（令和 4 年 4 月 1 日付 3 産労農振第 2613 号）に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 20 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融

資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載している場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者は、事業実施主体が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第5による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
 - 4 補助事業者は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の補助金相当額を都に納付しなければならない。
 - 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
 - 6 補助事業者は、本事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を都に返還しなければならない。

補助金等交付財産の財産処分承認基準

第1 趣旨

この基準は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づく財産処分の承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

第2 財産処分に当たっての知事の承認について

1 知事の承認が必要となる場合

補助事業者等が都の補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、規則第24条の規定により、原則としてあらかじめ知事の承認が必要である。ただし、次の(1)又は(2)に該当する財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって、知事への報告があったものについては、上記に関わらず、知事の承認があったものとして取り扱うものとする。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う施設又は設備（以下「施設等」という。）についての財産処分であって、補助事業完了後10年以上の期間を経過したもの。ただし、有償譲渡、有償貸付、交換（交換差益が生じる場合）、担保に供する処分、取壊し及び廃棄を除く。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する場合の施設等の取壊し又は廃棄

ア 災害又は火災により全壊、半壊、全焼又は半焼した場合

イ 老朽化等、構造上危険な状態にある場合

2 知事の承認が不要となる場合

(1) 財産処分を行う財産（以下「処分財産」という。）が規則第24条各号に該当しない場合

なお、同条第5号に規定する知事が指定するものについては、取得価格又は効用の増加額が単価20万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるものとする。

(2) 規則第24条に規定する別に知事が定める期間を経過した場合

なお、当該期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

(3) 交付目的に支障を及ぼさない範囲において、一時的に公用又は公共用に供するなど、施設の転用を伴わない場合

この場合については、財産処分には該当せず、協議は不要とする。

第3 施設等の財産処分承認基準について

1 補助金相当額の納付を伴わず承認する場合

(1) 使用、譲渡又は貸付

ア 地方公共団体が行う財産処分

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 包括承認事項

(イ) 次のaからdまでの全てを満たしている場合

a 補助事業完了後10年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後10年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

b 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。

※ 原則として、都の所管する条例等に規定する事業又は都所管の補助金等の対象となる事業であること。

c 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

d 無償による財産処分であること。

イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分

次の(ア)から(エ)までの全てを満たしている場合

- (ア) 補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。
- (イ) 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。
- (ウ) 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。
- (エ) 無償による財産処分であること。
- (2) 取壊し又は廃棄
次のア又はイのいずれかに該当する場合
- ア 包括承認事項
- イ アの取壊しに際して、やむを得ず行う建物以外の工作物等の取壊し又は廃棄
- (3) 交換
- ア 地方公共団体が行う財産処分
次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合
- (ア) 包括承認事項
- (イ) 次の a から d までの全てを満たしている場合
- a 補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。
- b 交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用若しくは公益目的のためであり、都の施策の方向性に合致していること。
- c 交換により取得した財産において財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。
- d 交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。
ただし、処分財産の補助金額を上限額とする。
※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分
次の(ア)から(エ)の全てを満たしている場合
- (ア) 補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。
- (イ) 交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用又は公益目的のためであり、都の施策の方向性に合致していること。
- (ウ) 交換により取得した財産において財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。
- (エ) 交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。
ただし、処分財産の補助金額を上限とする。
※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- (4) (1)から(3)までのほか、知事が特別の理由があると認める財産処分の場合
- 2 補助金相当額を都に納付する場合
この場合における納付額の算出については、次の計算式によるものとする。ただし、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。
なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- (1) 使用、譲渡、取壊し又は交換の場合
納付額 = 処分財産の補助金額 - (処分財産の補助金額 / 処分財産の制限年数) × 経過年数
- (2) 貸付の場合
納付額 = (処分財産の補助金額 / 処分財産の制限年数) × 貸付年数

東京都知事 殿

住所又は所在地（区市町村長は除く。）
区市町村長
一般社団法人東京都農業会議会長
氏 名 印

年度新規就農者定着支援事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった 年度新規就農者定着支援事業について、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第8第1項の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の変更交付を申請します。

記

- （注） 1 新規就農者定着支援施設整備事業については、様式Aによること。
2 新規就農者就農定着マネジメントについては、様式Bによること。

(様式A)

1 変更の理由

2 変更の内容

3 事業の目的

4 施設整備事業計画

事業 実施 主体	事業の内容等		工 期		経 費 の 配 分					備 考 (設置場所)
	事 業 の 内 容	事業量	着 工 (予定) 年月日	竣 工 予定 年月日	総事業費	補助対象 経費 (A)+(B)+ (C)	負 担 区 分			
							都 (A)	区市 町村 (B)	その他 (C)	
		(施設等 名 棟数・面積 (㎡)等)			円	円	円	円	円	
合 計										

※ 変更に係る部分について、変更前を括弧書で上段に記載し、変更後を下段に記載すること。

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	変更後予算額	変更前予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
都 補 助 金 区市町村等費	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	変更後予算額	変更前予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
新 規 就 農 者 定着支援事業 事業費	円	円	円	円	
計					

6 事業完了予定年月日 年 月 日

7 添付書類

- (1) 区市町村の補助金の交付に関する規程（規程に変更があった場合のみ添付）
- (2) 実施設計書

(様式B)

1 変更の理由

2 変更の内容

3 事業の目的及び内容

別紙のとおり

(新規就農者定着マネジメント実施要綱第4に定める実施計画を添付すること。)

4 事業費等

単位：円

項 目	事 業 費				備 考
	総事業費	補助対象経費 (A)+(B)	負 担 区 分		
			都 費 (A)	事業実施主体 (B)	
新規就農者の就農定着 支援 PR 等					
新規就農者が生産した 農産物の販売促進					
新規就農者、新規就農希 望者、農業者の交流会等					
合 計					

(注) 変更に係る部分について、変更前を括弧書で上段に記載し、変更後を下段に記載すること。

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	変更後予算額	変更前予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	変更後予算額	変更前予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
新 規 就 農 者 定 着 支 援 事 業 事 業 費	円	円	円	円	
計					

6 事業完了予定年月日

年 月 日

東京都知事 殿

住所又は所在地（区市町村長は除く。）
区市町村長
一般社団法人東京都農業会議会長
氏 名 印

年度新規就農者定着支援事業中止(廃止)承認申請書

年において新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

東京都知事 殿

住所又は所在地（区市町村長は除く。）
区市町村長
一般社団法人東京都農業会議会長
氏 名 印

年度新規就農者定着支援事業事故報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

交 付 決 定 額	月 日現在の 支 出 額		残 額		支 出 予 定 額		事 業 遂 行 不 能 の 場 合 の 不 用 額
	補助対象 経 費	補助金額	補助対象 経 費	補助金額	補助対象 経 費	補助金額	
円	円	円	円	円	円	円	円

3 今後の対応

別記様式第6号（第11関係）

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

住所又は所在地（区市町村長は除く。）
区市町村長
一般社団法人東京都農業会議会長
氏 名 印

年度新規就農者定着支援事業実施状況報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第11第1項の規定に基づき、年 月末現在（第 四半期）の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

- （注） 1 新規就農者定着支援施設整備事業については、様式Aによること。
2 新規就農者就農定着マネジメントについては、様式Bによること。

(様式A)

1 実施状況

交付決定時 事業計画		月 日末現在 (第 四半期) 執行状況			3月末日予定	
事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	事業量	事業費
	円		円	%		円

2 事業完了予定年月日
年 月 日

(様式B)

1 事業実施及び補助金交付状況

(単位：円)

交付決定額		月 日未現在 (第 四半期) 執行状況			今後事業実施予定		備 考
事業費	都補助金	事業費	都補助金	進捗率 (%)	事業費	都補助金	

2 事業実施状況

事業内容	実施回数及び実施日	実施内容
新規就農者の就農定着支援 PR 等		
新規就農者が生産した農産物 の販売促進		
新規就農者、新規就農希望 者、農業者の交流会等		

東京都知事 殿

住所又は所在地（区市町村長は除く。）

区市町村長

一般社団法人東京都農業会議会長

氏 名

印

年度新規就農者定着支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第13第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- （注） 1 新規就農者定着支援施設整備事業については、様式Aによること。
2 新規就農者就農定着マネジメントについては、様式Bによること。

(様式A)

1 事業の効果

2 施設整備事業実績

事業 実施 主体	事業の内容等		工期		経費の配分					備考 (設置場所)
	事業の内容	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	補助対象 経費 (A)+(B)+ (C)	負担区分			
							都 (A)	区市 町村 (B)	その他 (C)	
		(施設等 名 棟数・面積 (㎡)等)			円	円	円	円	円	
合 計										

※ 変更に係る部分について、変更前を括弧書で上段に記載し、変更後を下段に記載すること。

3 精算

(1) 収入の部

区 分	本年度実績額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
都 補 助 金 区市町村等費	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度実績額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
新 規 就 農 者 定 着 支 援 事 業 事 業 費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 区市町村の補助金の交付に関する規程（規程に変更のあった場合のみ添付）
- (2) 出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真、施設等の管理運営規約

(様式B)

1 事業の効果

2 事業の実績

別紙のとおり

(新規就農者定着マネジメント実施要綱第5に定める報告を添付すること。)

3 事業費等

単位：円

項 目	事 業 費				備 考
	総 事 業 費	補助対象経費 (A)+(B)	負 担 区 分		
			都 費 (A)	事業実施主体 (B)	
新規就農者の就農定着 支援 PR 等					
新規就農者が生産した 農産物の販売促進					
新規就農者、新規就農希 望者、農業者の交流会等					
合 計					

(注) 変更に係る部分について、変更前を括弧書で上段に記載し、変更後を下段に記載すること。

4 精算

(1) 収入の部

区 分	本年度実績額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度実績額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
新 規 就 農 者 定 着 支 援 事 業 事 業 費	円	円	円	円	
計					

5 事業完了年月日

年 月 日

〔 区市町村名
一般社団法人東京都農業会議 〕

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度新規就農者定着支援事業に
対する補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を審査し
た結果、新規就農者定着支援事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められる
ので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事

印

東京都知事 殿

住所又は所在地（区市町村長は除く。）
区市町村長
一般社団法人東京都農業会議会長
氏 名 印

年度新規就農者定着支援事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった 年度新規就農者定着支援事業費補助金について、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第16第2項の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

1 請求額

_____ 円

2 内訳

補 助 金	備 考
円	

東 京 都 知 事 殿

住所又は所在地 (区市町村長は除く。)
区市町村長
一般社団法人東京都農業会議会長
氏 名 印

年度新規就農者定着支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、
新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第 16 第 2 項の規定に基づき、下記により、概算払請求しま
す。

記

1 請求額 _____ 円

2 概算払による請求理由

3 内 訳

事業費	都補助金	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 額	事 業 了 定 完 予 定 年 月 日	備 考
		金 額	出来高	金 額	月 日 ま で 予 定 出来高			
円	円	円	%	円	%	円		

東 京 都 知 事 殿

住所又は所在地 (区市町村長は除く。)

区市町村長
一般社団法人東京都農業会議会長
氏 名 印

年度新規就農者定着支援事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、
新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第 16 第 3 項の規定に基づき、下記により精算します。

記

交付決定額	概算払受領額	概算払精算額	戻 入	備 考
円	円	円	円	

財産管理台帳

区市町村名 _____

事業実施年度		事業実施主体名			事業名			新規就農者定着支援事業							
事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業の内容	工種・ 構造 施設 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	補助対象 経費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
								都補助金	区市町村 費	実施 主体費					
合 計															

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。

東京都知事 殿

住所

区市町村長

印

年度新規就農者定着支援事業により取得した財産の処分承認申請書

年度新規就農者定着支援事業により取得した(又は効用の増加した)財産について、新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第23第3項の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由

- 2 処分の対象施設等
 - (1) 施設等の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業実施主体
 - (3) 事業費・補助金額・補助率
 - (4) 施設等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真(添付)

- 3 処分の方法(処分区分)

- 4 取扱いに関する要件の適合について

- 5 納付金額(予定額)